

瑞穂市監査委員告示第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項及び第12項の規定により、平成24年の監査結果及び措置を別紙のとおり公表する。

平成25年10月11日

瑞穂市代表監査委員 井上 和



瑞穂市監査委員 若園 五



## 監査の結果報告

### 1 監査対象

監査等事項		監査実施年月日	抽出調査事項
監査名	対象部局		
定期監査	税務課	平成24年11月21日	市税
	商工農政課	平成24年12月19日	委託料
	穂積保育所 幼児支援課 教育総務課	平成25年 1月31日	需用費・備品購入費
	牛牧小学校 学校教育課 教育総務課	平成25年 2月19日	需用費・備品購入費
随時監査	秘書広報課	平成24年10月29日～ 平成24年11月21日	ピースメッセンジャー事業
行政監査	会計課 管財情報課 幼児支援課 学校教育課 総務課 企画財政課	平成24年 9月27日～ 平成25年 2月12日	文具用品の購入等

### 2 監査の方法

監査の実施にあたっては、監査対象部局から提出を求めた資料及び諸帳簿等関係書類を抽出調査するとともに関係職員から説明を聴取して、法令に基づき適正に執行されているかどうかを検査した。

### 3 監査の結果及び措置

監査した事務は、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部において改善・検討を要する事項が見受けられた。

監査の結果及び措置は、次のとおりである。

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	平成25年8月時点		回答担当課
				進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	
定期監査 H24.11.21	税務課	意見	<p>(1) 徴収事務について</p> <p>徴収担当は、滞納整理に関する法規を熟知しているとともに、滞納者へ折衝にあたる能力も求められ経験年数も必要と考える。現在、県の税務課へ派遣して人材育成を図っているが、その育成が十分生かせるように、また、徴収率の向上のためにも徴収事務体制を今一度検討いただきたい。</p>	措置済	<p>県税経験者の5名中、税務課配属職員は1名で、徴収能力等を十分に活用(未経験者への指導育成・滞納整理)できていないのが現状であるが、徴収業務において人員不足の場合は、経験者を軸に他係員の活用や瑞穂市市税等収納対策推進プロジェクトチーム委員へ依頼を行っている。</p> <p>今後も配属職員により、課内配置を考慮し徴収事務に努めたい。</p> <p>(税務課において経験職員は強く望むものの、市においては他の債権もあり、配属課においてその経験を生かし業務・人材育成を望む。(瑞穂市市税等収納対策推進プロジェクトチーム事務局))</p> <p>なお、平成24年度決算審査における固定資産税の徴収率の減の指摘事項については、現年度当初は、全期前納報奨金の廃止により早期一括納付がなくなり収納率の減少も見られたが、支払いの利便向上のため当初納付書よりコンビニ納付ができる対応としたため若干の減少となった。過年度分においては、分納誓約による時効の延長や納付相談における分納納付の増加によったものと推測しています。</p> <p>また、事務的要因において、市システムの変更によりシステム・帳票(発送書類)等の検証のため催告書の発送が1回少なくなったことによるものと推測します。</p> <p>今後の市税徴収においては、納付誓約の方については期限の確認。財産調査として預貯金等を逐次行い、納付指導や滞納処分を含めた徴収事務に努めます。</p>	税務課
				措置済	<p>人事異動において、県税務課派遣の効果が生かせるよう配慮する。</p>	秘書広報課
		結果	<p>(2) 滞納処分の執行停止について</p> <p>滞納整理カードや瑞穂市市税不納欠損処分取扱規程第5条の証明書等滞納処分に関する書類は、滞納者別にまとめて一緒に保管すべきである。</p>	改善進行中	<p>個人別での一括保管について事務・管理を含め検討する。</p>	税務課
		意見	<p>(3) 消滅時効による不納欠損処理について</p> <p>消滅時効による不納欠損処分は本来納期ごとに処理されるべきと考えるが、現状は年度末に1回の処理となっている。処理件数が多いため、かえって効率的ではなくなるのかもしれないが、納期ごとに処理している部署もあるので、一度検討願いたい。</p>	措置済	<p>書籍により、「不納欠損処理については、財産上の処理であり、債権の消滅時効とは別である。」「ただし、時効後から不納欠損処理までの納付については注意が必要である。」と記載されており、これにより検討を行った。</p> <p>事務の都合上、税においては3月に一括で処理を行うことが適当であると判断をした。</p> <p>なお、瑞穂市市税等収納対策推進プロジェクトチーム委員会においても同様の検討を行い、各課の対応となった。</p>	税務課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	平成25年8月時点		回答担当課
				進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	
定期監査 H24.12.19	商工農政課	意見	(1) みずほふれあいフェスタ実行委員会について 実行委員会のメンバーに市長及び市職員が加わることが妥当かどうか企画運営体制について検討いただきたい。	措置済	当該年度の企画運営体制は見直しにより、イベントの効果を高める目的及び運営のし易さにおいて、市直営とする（実行委員会を組織しない）。	商工農政課
		結果	市は、フェスタの実施運営を実行委員会に委託しているため、市職員は、市長の承認を得て、職務に専念する義務を免除されなければ従事できないはずであるが、その手続きはとられていない。また、実行委員の他に、勤務時間中にフェスタの準備等に携わっている市職員もいるが、同様の手続きはとられていないので是正すべきである。	措置済	当該年度は見直しにより市直営となり、職専免は必要なくなった。	商工農政課
		結果	(2) 委託料の概算払について フェスタの委託料を概算払しなければならない正当な理由は見当たらない。契約書の仕様書には「予算案により概算払する」と記載されているが、そのようなアバウトな金額が契約金額であるべきではない。	措置済	当該年度は見直しにより市直営によるイベント業者への委託契約とし、通常払いにて執行する。	商工農政課
		結果	概算払のため精算があるわけであるが、収支報告書の収入には市からの委託料のほかにも収入があり、単純に収入合計から支出合計を差引いた額を変更契約して精算しているとしか思えない。実行委員会に精算の内訳を明確に求めるべきである。	措置済	当該年度は見直しにより市直営となり、通常の委託業務で、受託事業者へ実績報告の提出を求め、履行確認に努める。	商工農政課
		結果	また、仕様書には委託料以外の収入については何も記載されていないので、収入を認めるのであればその旨を記載すべきであるし、担当課は委託料のみに対する予算書・決算書を求めるべきである。	措置済	委託料以外の収入（出店料）については、従来から不規則な会場内への出店者のテント配置を実行委員会で行っていたが、自治会や各集落等の活動組織、企業など市に関わる組織・団体が出店者であり、古くからイベント運営にご理解・ご協力いただき出店者も多数あり、適切な采配に苦慮している。 出店料は平成21年度から徴収（当初は食販出店者のみ）を開始し、昨年までは一律5千円（出店者単位）を徴収（公共性、公益性のあるもので、物品の販売が伴わないものについては免除。但し、障害者の会は免除）していたが、テント配置をめぐるの不平等・不満や、権利主張の原因となるため、市長とも協議し、今年度は徴収しないこととした。受託事業者へは委託料に係る履行確認を行う。	商工農政課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	平成25年8月時点		回答担当課
				進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	
定期監査 H24.12.19	商工農政課	結果	(3) 会計処理について フェスタの会計は事務局である商工農政課職員が担当している。市職員として委託料を保管することは地方自治法第235条の4第2項に抵触するので是正すべきである。私人の立場で引き受けることは可能かもしれないが好ましいことではない。	措置済	見直しにより市直営となり、業者への業務委託で、職員の委託料の保管の問題は解消できた。	商工農政課
			支出伝票の決裁欄に「市役所」の欄が設けてあり、職員数名が押印しているが適切ではない。訂正すべきである。	措置済	見直しにより市直営となり、実行委員会への委託が無くなるが、今後適切に努めます。	商工農政課
		意見	(4) 会場借上げについて 会場の借上げは実行委員会が行なうことになっているが、巢南公民館の利用申請許可を商工農政課長名で得ており、契約内容に反する。次回からは契約内容どおりに履行されたい。	措置済	当該年度は見直しにより市直営とし、商工農政課長名での申請とする。	商工農政課
			使用料は無料となっているが、巢南庁舎駐車場を始め会場として利用した施設が無料で妥当かどうか検討されたい。	措置済	当該年度は市直営とするので使用料は発生しない。	商工農政課
		意見	(5) 業務委託について 地方自治法施行令第167条の2第2号規定を適用して随意契約しているが、果たして適正なのか疑問である。競争入札で委託したほうが成果が上がるのではないかと考える。	措置済	当該年度は市からの直接契約（委託）とするが、本業務は専門的な知識と実行力を持ち、かつ豊富な経験を有する優秀な事業者へ委託して効果的に履行する必要がある。	商工農政課
			主催は実行委員会となっているが、実際のところは担当課を中心に市が実施しているのと変わらない。実施に当たり市民に参画いただくことは必要であるが、メリットがないのであれば委託するべきではないと考える。今後も委託するのであれば、委託内容、実施方法を十分に検討いただき、担当課においては実行委員と市職員の立場を混同しないよう注意されたい。	措置済	当該年度の企画運営体制は見直しにより市直営とする。（実行委員会は組織しない）しかしながら、抜本的な方針等の転換が必要であると認識しており、事務分掌（商工農政課での予算執行）が適正かどうかを含め、今後を検討する。	商工農政課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	平成25年8月時点		回答担当課
				進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	
定期監査 H25. 1. 31	穂積保育所 幼児支援課 教育総務課	意見	(1) 保育料の収入未済について 保育所への児童の送迎は保護者が行っていることから、保護者と接する機会のある保育所職員（所長、保育士）にも協力を求め、送迎の機会を活用して収入確保の努力をお願いしたい。卒園した者については教育委員会の方で努力をされたい。	改善進行中	幼児支援課の指示を受け、納付相談に対応する。	穂積保育所
			改善進行中	未納者状況の把握を早急を実施し、各園に指示し、納付相談、児童手当からの申出徴収等を実施する。	幼児支援課	
		結果	(2) 医薬品について 内服薬はなく、外服薬のみ備えられていた。ただ、使用期限が切れているものがあったので、買い換えておくべきである。	措置済	各園の常備薬は、買い替え済み。 今後も注意力を持って管理します。	穂積保育所
		意見	(3) 施設について 保育所北側の水路を挟んで公園用地を取得している。まだ未整備なので、整備される際には保育所児童が手軽に利用できるように保育所から直接公園に行けるよう、担当課と協議いただきたい。	措置済	公園整備の設計段階で関係課（都市開発課）と協議の場を設けるよう依頼した。	教育総務課
		意見	(4) 建物について 穂積保育所は長寿命化を図って平成39年度までの15年間現在の建物を利用する計画となっている。 宅地化が進む当地域において、入所児童数の増加が見込めないとのことであるが、施設の老朽化も一つの原因ではないかと考えられる。 昨年6月には給食車搬入口から児童が落下する事故が発生しているが、再発防止策も満足にできない状態にある。また、災害時には避難所として利用しなければならないことから、建替えを検討いただきたい。	不(未)措置	今後穂積保育所については、小中学校等維持管理計画において施設の長寿命化を図るよう計画しており毎年計画の見直しを行いますが、現在は穂積保育所の建替計画はありません。  ※昨年度、長寿命化のため穂積保育所についてはI s 値0. 6（国土交通省の基準0. 6以上）以上を目標に施設の補強工事を実施し避難所としての機能を強化した。	教育総務課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	平成25年8月時点		回答担当課
				進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	
定期監査 H25. 2. 19	牛牧小学校 学校教育課 教育総務課	結果	(1) 備品と消耗品について 平成24年度より備品の定義が見直され、CDラジカセをこの定義に基づき消耗品で購入しているが、平成23年度購入したCDラジカセは備品台帳に記載されており矛盾している。 また、消耗品にあたるデジタルカメラを2台購入しているが、予算が備品購入費で計上してあったため、備品としている。これも矛盾しているので統一を図るべきである。	措置済	CDラジカセ及びデジタルカメラについては統一し備品から消耗品へ登録を変更した。	学校教育課
		結果	(2) 瑞穂市立小中学校管理規則第33条の会計監査について 学習費や積立金といった学校徴収金の会計事務は監査しているが、一般会計の執行については監査を行っていない。学校における一般会計の会計事務は県費負担の事務職員が行なっているので、事務処理の周知徹底を図っているとはいえ、適正な執行を監査するべきである。	改善進行中	瑞穂市立小中学校管理規則第33条については、現状に則していないため改める。	学校教育課
		結果	(3) 理科準備室薬品について 理科準備室は第1準備室、第2準備室と2室あった。第1準備室の薬品戸棚は耐震対策がされてなく、発災の際には倒壊するので至急対応すべきである。	措置済	平成25年5月2日に戸棚に耐震金具を取り付け、転倒防止をした。	教育総務課
		意見	両準備室ともに薬品収納箱に収納されていない薬品もあったので、薬品整理箱で収納して転倒防止を図れないか検討いただきたい。	措置済	平成25年5月2日に薬品収納庫に薬品整理箱で収納して転倒防止措置を図った。	教育総務課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	平成25年8月時点		回答担当課
				進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	
定期監査 H25.2.19	牛牧小学校 学校教育課 教育総務課	意見	(4) 灯油保管庫について コンクリートブロック造の灯油保管庫があり、中のポリ缶は、壁面に固定された棚ではなく、児童用の机の上に保管されていた。転倒防止には十分注意いただきたい。また、壁面の湿っているところがあったので水漏れしていないか確認して対応いただきたい。	措置済	営繕職員により、平成25年4月22日に壁面に固定した棚を取付け、転倒防止をした。また水漏れをしていないことを確認した。	教育総務課
		意見	(5) 学校給食費について 12月末現在で、平成21年度分の未納が11,280円、平成22年度分が286,380円、平成23年度分が259,270円となっている。校長先生によれば、牛牧小学校においては学校徴収金の未納は極めて少ないとのことなので、給食費の未納解消にもこれまで以上の協力をお願いしたい。	措置済	平成25年8月に督促状を発送した。各学校に未納者リストを渡し、連携をとりながら未納解消に努力する。	教育総務課



監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の概要	平成25年8月時点		回答 担当課
				進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	
随時監査 (ピースメッセン ジャー事業) H24.10.29～ H24.11.21	秘書広報課	結果	(1) 派遣団長について 市長自らが団長を務められているが、二泊三日の行程のうち、行動を共にしたのは広島市役所で平和メッセージを手交した日のみである。派遣団長のあり方について検討するべきである。	措置済	ピースメッセージを先方市長に手交することが派遣団の主な目的となっているので団長は市長であるべきである。 平成25年度は初日の15時から(諫早干拓地視察)と二日目の15時から(原水爆禁止世界大会)が別行動となったが、これは長崎への日程決定後に市長としての公務が重なったもので、その間においては、やむを得ず団長を秘書広報課長として対応した。	秘書広報課
			また、広島派遣の日程が決まった後に、長崎への出張を決めていることからすれば、担当課の調整にも問題があったと考える。今後は綿密に計画を立てるべきである。	措置済	日程を決めるにあたっては、綿密に計画を立てることとした。 平成25年度については、綿密に計画を立てていたが、長崎派遣の日程決定後に、原水爆禁止日本協議会事務局から長崎市で開催される原水爆禁止世界大会において、自治体代表として取組み状況を発表してほしいと急な依頼があったもので、調整を行ったが、強い出席依頼があり断りきれなかった。来年度以降は、このような事態が生じた経験を踏まえ、計画を立てる。	秘書広報課
		結果	(2) 随行者について 広島から市長を一人で帰庁させたことは、随行者の役目を考えると適切とは思えない。随行者の任務、役割を考え直すべきである。	措置済	行動を共にして、随行者としての役割を果たすよう改善した。	秘書広報課
		結果	(3) 宿泊料金について 今回契約した宿泊料金は、市の条例からすれば市長並みであるため、今後は条例に定める宿泊料の範囲内にすべきである。	措置済	条例に定める範囲内とした。 (7,200円)	秘書広報課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の概要	平成25年8月時点		回答担当課
				進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	
随時監査 (ピースメッセンジャー事業) H24.10.29～ H24.11.21	秘書広報課	意見	(4) 旅費・費用弁償について 広島派遣に伴う職員の旅費及び引率教員の費用弁償について、支払われている者と支払われていない者があり統一性がない。派遣業務を業者に委託した場合の旅費及び費用弁償のあり方を検討いただきたい。	措置済	派遣業務を委託した場合の旅費及び費用弁償については、支払わないこととした。	秘書広報課
			また、今回支給されている旅費はピースメッセンジャー事業の予算からではない。これでは費用対効果が検証できないと考えるので今後は適正に処理されたい。	措置済	ピースメッセンジャーに係る経費は、平和推進事業費から支出することとした。	秘書広報課
		意見	(5) 同行する職員について 限られた担当課職員の内多くの者に経験させるのには限界がある。しかし、写真やビデオ等、現地派遣以外の方法で情報の共有を図る事は可能であるため、一度検討いただきたい。	措置済	同行する職員は、課長及び担当者とした。 情報の共有については、写真、計画書及び報告書等の書類で行う。	秘書広報課
		意見	(6) 今後について 財政状況を考えると、①二泊三日で実施する必要があったのか、②この事業にふさわしい視察先だったのか、③広島への交通手段として新幹線を利用しているがバスでは無理だったのか等について、今回の評価・反省を活かし、見直しをしていただきたい。	措置済	①広島の場合、一泊二日で検討する。 ②一部、目的から外れた場所があった。今後は目的にそった場所を検討する。 ③広島までバスの場合、所要時間が7時間と見込まれるため、参加する子どもたちの疲労度の面からも困難であるとする。	秘書広報課

監査名等	区分	結果又は意見の内容	平成25年8月時点		回答担当課
			進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	
行政監査 (文具用品の 購入等につ いて) H24.9.27～ H25.2.12	意見	(1) 文具用品について 同じ物品でも文具用品で購入されている場合と各種消耗器材として購入されている場合があるため、説明レベルでの予算が必要なのか検討されたい。	改善進行中	一部の消耗品について、ご指摘のとおり区分が不明確であり、これを是正するため、平成26年度当初予算から「文具用品」「OA用品」「消耗器材」を一本化させることで調整している。	企画財政課
		説明レベルでの予算が必要とした場合、他の自治体においては物品規則を定めて品目を定めているところもあるので、文具用品をできる限り明確にして周知徹底を図り、費用対効果を検証できるようにされたい。	改善進行中	文具用品の購入状況を調査し、文具を洗い出した。少額で入札に適さない事業のため事業を進められるか検討している。	管財情報課
	意見	(2) 共通文具について 共通文具のリストを作成して情報共有を図り、各部署で購入しないようにするとともに、使用数量を把握して計画的かつ効率的な購入に努められたい。そして、在庫管理と予算管理の一本化を含め、共通文具の今後のあり方を検討されたい。	改善進行中	(1)の検討の後、会計課と連携して、在庫管理・予算管理をしていく。	管財情報課

監査名等	区分	結果又は意見の内容	平成25年8月時点		回答担当課
			進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	
行政監査 (文具用品の 購入等につ いて) H24.9.27～ H25.2.12	意見	<p>(3) 単価契約文具用品について            保育所文具用品については、平成23年度は消費税込みの金額で契約していないため、数量によっては適正な支払いとはいえない状況であった。今後は消費税込みの単価を明確にしておくべきと考える。            また、現在の契約文具用品以外にも、共通文具となりうるものも見受けられたので、単価契約できないか検討されたい。</p>	措置済	消費税込みの単価を明確にした。平成25年度保育所にて使用する文房具で、画用紙、色テープ、ガムテープ、また紙ナフキン等保育所と協議し、単価契約にてできるものは、実施した。	幼児支援課
		<p>学校文具用品については、消費税込みの単価で契約しているにもかかわらず、業者の請求書は合計金額に消費税を掛けたもので、契約どおりの支払い金額ではないことになる。是正し、適正に処理されたい。            また、現在の契約文具用品以外にも、共通文具となりうるものも見受けられたので、単価契約できないか検討されたい。</p>	措置済	消費税については注意するよう事務職員研修部会において指導をしました。また、学校教育課においてもダブルチェックをするように注意している。 共通文具となりうるものについては、平成25年度より紙について一種類追加しました。また他課とも併せて契約できないか検討し幼児支援課（保育所）の画用紙について協議をしましたが枚数が少ないので配送等の問題があり併せての契約はできなかった。	学校教育課
		<p>市役所文書管理用品については、在庫管理ができていない。単価は安くても必要数量の把握が不十分なので、経費節約になっていない。ファイリングシステムそのものを見直して無駄がないか検討すると共に、全庁的に文書管理の指導を徹底されたい。</p>	改善進行中	各課の必要数を把握の上、新品購入数を抑えるとともに、3年周期のサイクルをいかした中古品の再利用を促す。在庫管理については実施済。	総務課

監査名等	区分	結果又は意見の内容	平成25年8月時点		回答担当課
			進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	
行政監査 (文具用品の 購入等につ いて) H24.9.27～ H25.2.12	意見	(4) 購入単価について 同じ文具用品を同じ業者から購入したのに、①購入部署によって単価が異なる場合、②購入した月によって単価が異なる場合、③購入した部署によって消費税(内税・外税)が異なる場合が見受けられた。納品について確認を行うのと同様に請求の内訳についても詳細に確認をする体制にされたい。	改善進行中	業者に確認したところメーカーが違うため金額が違うとの回答である。また業者によって外税と内税の物品を購入した場合、外税の物品も内税としていた。外税と内税については請求書を分けていただくようお願いする。	学校教育課
		請求の内訳についても詳細に確認のうえ支払いをする体制にされたい。	措置済	単価のバラツキは、各部署で在庫処分・セール期間等を考慮のうえ購入された物や、購入量の差異、また、同一の物ではないと考えられる。消費税の表記は、特に指定していないが、ご指摘のことを留意し、厳格な審査のうえ支払いをする。	会計課
	意見	(5) 消耗品出納簿について 瑞穂市会計規則第84条の規定によれば、消耗品出納簿を備えることとされているが、多くの部署は例外規定により備えていない。しかし、年間使用数量を把握することは次年度予算への反映はもとより、計画的かつ効率的な購入につながると考えるので、出納簿を備え付ける検討をされたい。	改善進行中	文具用品の購入状況を調査し、文具を洗い出した。事業を進められるか検討している。それに応じ会計課と連携調整しながら出納簿の備え付けを検討していく。	管財情報課
	意見	(6) 支払手続きについて 学校をはじめ、期限内に支払われていないものが見受けられた。支払遅延防止等に関する法律及びその他関係法令を順守するよう内部統制を強化されたい。	措置済	平成25年1月18日付けで「会計事務の適正な執行について」を通知し、支払遅延防止について周知徹底を図った。	会計課
		また、「著しく遅延させた場合」を具体的にすること及び定められた時期に支払われない場合における会計管理者の拒否についても検討されたい。	措置済	毎月、支払い日について職員に周知し、納品・完了後、速やかに支出金調書を起票し、遅延防止に努めるよう意識の向上を図っている。会計管理者の拒否は、会計規則に定める7項目以外検討する予定は無い。	会計課

監査名等	区分	結果又は意見の内容	平成25年8月時点		回答担当課
			進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容	
行政監査 (文具用品の 購入等につ いて) H24.9.27～ H25.2.12	意見	平成24年度8月末までの支出金調書の40%が政府契約の支払遅延防止等に関する法律に違反していることになると思われる。職員が故意又は過失により支払を著しく遅延させたと認めるときは、職員を懲戒処分しなければならないし、遅延利息を支払わなければならない。 しかし、その措置がとられていないということは「支払を著しく遅延させた」と判断していないことになる。懲戒処分や遅延利息はあってはならないことなので、細心の注意を払って法令順守するよう内部統制を強化されたい。	措置済	職員が懲戒処分とならないよう、支払遅延防止に組織的に取り組むなど、内部統制を強化する。	秘書広報課
			措置済	支払を著しく遅延させないよう、各保育所に周知徹底させた。また、所管課である幼児支援課において確認し、法令を遵守し適正な支出を行う。	幼児支援課
			措置済	口答にて注意を行った。今後も意識向上に努めます。	学校教育課